明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四三）　一
〔告　示〕
○登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件（総務四一〇）　三
〔官庁報告〕
国家試験
保健師国家試験の施行（厚生労働省）　三
助産師国家試験の施行（同）　三
看護師国家試験の施行（同）　三五
保健師助産師看護師試験委員の公告（同）　三六
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　三七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
弁理士登録、武蔵野音楽学園平成二十年度計算書類等、平成二十二年度機械工業振興補助事業・平成二十二年度体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助、プログラムの著作物に係る登録、企業年金基金変更関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立て、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係　一〇五
会社その他
会社決算公告　一〇六
一一〇

府令

○内閣府令第四十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第六号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月三日　内閣総理大臣　麻生　太郎

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十九号とし、第二十六号の次に次の二号を加える。

二十七　通貨関連デリバティブ取引（第百二十三条第一項第二十一号の二に規定する通貨関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第四項及び第六項から第十項までにおいて同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ⑴に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号、次号及び第六項から第九項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引所若しくは金融商品取引清算機関（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第三項から第五項までにおいて同じ。）の額に当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（同号及び第六項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

二十八　その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該通貨関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

第百十七条に次の十項を加える。

3　第一項第二十七号及び第二十八号の証拠金等は、有価証券をもって充てることができる。

4　金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十八条第二項に規定する額

二　第百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引又は同条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引　いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額